

農地転用許可に関する農地法の 事務・権限の一部が福島県からいわき市 (農業委員会)に移譲されます。

平成30年4月1日から、「**転用面積が4ヘクタール(40,000㎡)以下**」
の許可申請に限りいわき市(農業委員会)の許可になります。

いわき市内の市街化調整区域内及び都市計画区域外の農地転用については、農業委員会が許可申請を受付・審査の後、福島県が許可を行っていましたが、今後は4ヘクタール(40,000㎡)以下に限り、県に替わっていわき市(農業委員会)が許可を行います。

なお、転用面積が4ヘクタール(40,000㎡)を超える申請は、これまでどおり県知事許可になります。

＜農地転用とは＞

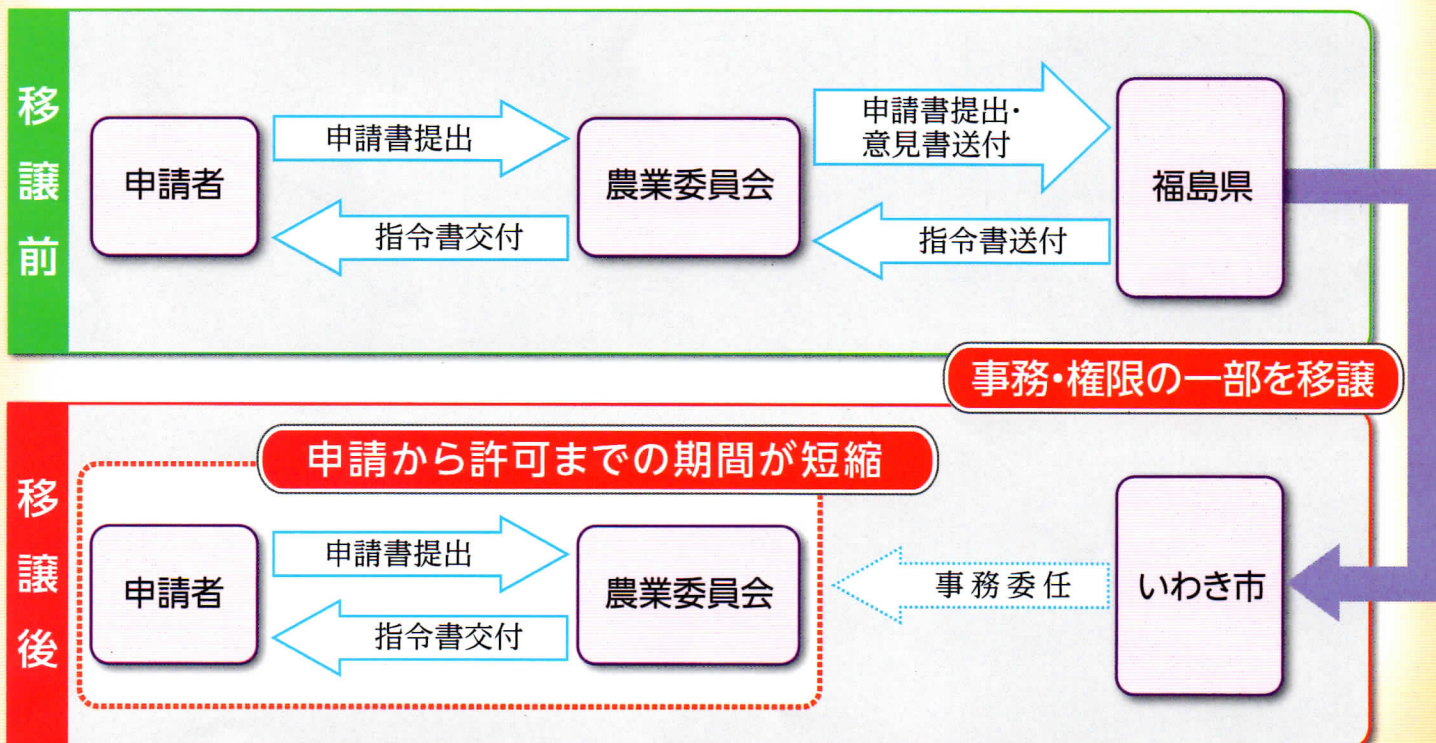
農地を農地以外の用途に利用する場合は、事前に農地法の許可を得ることが必要です。
(農地法第4条・第5条)※

申請された案件は、地域農業の代表者である農業委員が現地調査を行い、毎月開催される総会等において、立地条件や事業計画を勧告して審査されます。

※ 市街化区域内の農地については、農業委員会へ届出を行うことで許可は不要となります。



● 転用面積が4ヘクタール(40,000㎡)以下の案件について



詳しくは、農業委員または農業委員会事務局へご相談ください。

いわき市農業委員会事務局 農地調整係

いわき市平字堂根町4-8 市役所東分庁舎5階 ☎0246(22)7578